平成２３年（フ）第２４０号
岐阜市鷺山1643番地　ベル・アンジュ101号室
債務者　内山　忠浩
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３１号
岐阜県高山市石浦町４丁目340番地　石浦団地545号
債務者　吉松　俊美
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第１１３０号
名古屋市中区新栄２丁目２番13号　桜マンションⅡ305号
債務者　福本　直美（旧姓永谷）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６３号
兵庫県加古郡稲美町印南1058番地の219
債務者　丸尾　浩二
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２４６号
兵庫県加古川市平岡町二俣69番地の４　ハイツフローレンスＢ―201号
債務者　長光　文明
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２７１号
兵庫県姫路市南八代町12番４号
債務者　大西美奈子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３５７号
広島市安佐南区東原３丁目22番２―604号
債務者　田原　歳雄
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５８号
広島市安佐南区東原３丁目22番２―604号
債務者　田原　千春（旧姓池本）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５１７号
広島市東区牛田早稲田４丁目13番１―308号
債務者　岡本　孝幸
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１４号
広島市西区古江新町５番７―202号　谷平ビル
債務者　きくやこと　平野　玲子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２７号
広島市南区東雲３丁目14番22―201号
債務者　段野　清登
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４号
香川県坂出市元町３丁目４番26号
債務者　井上　　健
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１１２９号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘７番８―36号
債務者　伊東　大介
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２３号
北九州市八幡東区大平町１番２号
債務者　三木　博子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３５１号
北九州市門司区恒見町23番24号
債務者　脇田　美鈴（旧姓大磯）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３７６号
北九州市小倉南区高野１丁目９番８－１号Ａ202
債務者　古本　考作
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３９３号
北九州市門司区庄司町19番６号
債務者　奈木野健治
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４０６号
北九州市小倉南区湯川５丁目７番８―810号
債務者　吉武　顯純
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部